○近畿地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日　近畿地方整備局長　山田　邦博

四　路線名	十三号	供用開始の区間	図面縦覧場所
	尾崎まで	東本町一丁目七一番（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び庫県庁

供用開始の期日　平成二十七年十二月十一日

○近畿地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日　近畿地方整備局長　山田　邦博

二十四号	先木津まで	供用開始の区間	図面縦覧場所
	木津川市木津池田二番一から同市木津池八番六地（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）		都市整備局及び近畿地方整備局木津川出張所

供用開始の期日　平成二十七年十二月十一日

○四国地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号及び四百九十三号

(三)　道路の区域

区間	後変更前	敷地の幅員	延長	備考
江か安芸尻ら甲高市津二知県久三宏茂町番郡芸一芸西〇三まで村西分字九	前	二八・二メートル	一九キロメートル	
	後	二八・一メートル	一九・七メートル	
	B・A	一五〇ないし一五九・三メートル	七二ないし七四・〇メートル	
	B・C	二〇ないし二一・〇メートル	三六ないし三七・六メートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十一日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

第１　起業者の名称　福岡県

第２　事業の種類　一般国道322号改築工事（香春・香春大任・田川バイパス・福岡県田川郡香春町大字採銅所字上山辺地内から同町大字採銅所字堤ノ原地内まで及び同町大字柿下字池尾地内から同郡大任町大字今任原字梶ヶ浦地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　福岡県田川郡香春町大字採銅所字上山辺、字山辺、字アイブチ、字ミノウ、字薮ノ下、字大薮ノ下、字ウラハタ、字筒ノ本、字谷畑、字墓ノ元、字コハル、字丸尾、字シヤノ口、字東山、字笹尾、字堤ノ原、字下ベン口及び字中塚、大字柿下字池尾並びに大字中津原字池尾、字芝ノ中及び字堂手地内

福岡県田川郡大任町大字今任原字長迫及び字梶ヶ浦地内

２　使用の部分　福岡県田川郡香春町大字採銅所字丸尾、字シヤノ口、字柿長坂、字山田、字小屋ケ谷、字東山及び字笹尾並びに大字中津原字芝ノ中地内

福岡県田川郡大任町大字今任原字長迫地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県田川郡香春町大字採銅所地内から同県田川市猪国地内までの延長19,380ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道322号改築工事（香春・香春大任・田川バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である福岡県は、既に本件事業を開始していること、一般国道322号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けておらず、また、本件区間が福岡県内に存することから、道路法第13条第１項の規定により福岡県が道路管理者となることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、福岡県北九州市を起点とし、田川市を経由して、同県久留米市を終点とする延長116.7kmの幹線道路である。

本路線は、福岡県内の主要都市である北九州市と久留米市を結ぶ道路であり、また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、福岡県が策定した「福岡県地域防災計画」において緊急輸送道路ネットワークの一部として位置付けられている。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず、２車線道路であり、地域内交通と通過交通が輻輳することによる慢性的な交通混雑が発生するなど幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度の道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、田川郡香春町採銅所地点で17,715台／日であり、混雑度は1.32となっている。また、平成24年度の福岡県交通渋滞対策協議会において、現道の清瀬橋交差点が地域の主要渋滞箇所として選定されている。

さらに、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間があるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通などを分担することから、現道の交通混雑が解消され、また、道路構造令の規格を満足する道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。